一　［略］
二　失業等給付関係情報
［三～七　略］

第三十五条　法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
［一・二　略］
三　当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十六条　法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
［ロ・ハ　略］
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて

一　［同上］
二　雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報
［三～七　同上］

第三十五条　法別表第二の六十四の項の主務省令で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の六十四の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。
［一・二　同上］
三　当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十六条　法別表第二の六十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
［ロ・ハ　同上］
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
［ロ～ニ　略］
三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十七条　法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
［ロ・ハ　略］

準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者、当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）又は当該者（児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者に限る。）と生計を同じくする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
［ロ～ニ　同上］
三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者、当該者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

第三十七条　法別表第二の六十六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する当該者若しくは当該扶養義務者と生計を同じくする子若しくは扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
［ロ・ハ　同上］